

多賀城市告示第42号

多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月16日

多賀城市長 深谷 晃祐

多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、道路に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀等を除却する者に対し、予算の範囲内において多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、多賀城市補助金等交付規則（昭和50年多賀城市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀をいう。
- (2) 道路 多賀城市耐震改修促進計画（令和3年4月策定）5-2-1に規定する避難路をいう。

(3) スクールゾーン 多賀城市立小学校を中心としたおおむね500メートル以内の区域をいう。

(4) ブロック塀等実態調査 宮城県又は市が行うブロック塀等実態調査をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 除却しようとするブロック塀等の所有者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすブロック塀等について、その全部を除却し、又は道路の路面から50センチメートル以下の高さ若しくは安全と判断される高さまで除却する事業とする。

(1) 多賀城市内に設置されていること。ただし、多賀城市立小学校の通学路に面している場合は、この限りではない。

(2) 道路に面していること。

(3) 道路の路面からの高さが1メートル以上（擁壁上の場合は当該擁壁の上面からの高さが40センチメートル以上）であること。

(4) ブロック塀等実態調査において危険であると判定されたもの又は自然災害、経年変化等により危険であることが確認できるもの

2 前項の規定にかかわらず、市又は他の団体からブロック塀等の除却に関する負担金、補助金等の交付決定を受けている場合は、補助事業としない。

(補助金等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ブロック塀等の除却工事に要する費用とし、除却延長1メートル当たり80,000円を限度とする。

2 除却工事は、請負契約による工事とすることを原則とし、自己施工による場合は、補助対象経費の対象外とする。

3 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) スクールゾーン内の通学路に面したブロック塀の除去を行う場合
補助対象経費に6分の5を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、375,000円を限度とする。

(2) 前号以外の場合 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、300,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する申請は、多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 現況写真（除却するブロック塀等の状況が確認できるもの）
- (4) 除却するブロック塀等が申請者の所有に属することがわかる書類
- (5) 補助対象要件確認書（様式第2号）
- (6) 誓約書（様式第3号）
- (7) 除却工事費の見積書の写し（内訳及び明細が明記されたもの）
- (8) 消費税仕入税額控除確認書（様式第4号）（申請者が法人又は事業を営む個人である場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等（以下「審査等」という。）を行い、当該申請が適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに事業に着手しなければならない。

3 市長は審査等により、当該申請が不適当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、当該申請をした者に対し通知するものとする。
（交付の条件）

第8条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の変更、中止又は廃止をする場合は、あらかじめ多

賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により市長の承認を受けること。ただし、市長が補助事業を遂行する上で適当と認める軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けると。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による取下げは、多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請取下届出書（様式第6号）により行うものとする。

（実績報告）

第10条 規則第11条の規定による実績報告は、多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、補助事業が完了した日から30日以内に行わなければならない。

(1) 除却工事の請負契約書の写し

(2) 除却工事費の領収書の写し

(3) 事業内容が確認できる写真（施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの）

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る審査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び

これに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第 1 2 条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、請求書(様式第 8 号)を補助事業が完了した日の属する会計年度の 3 月末日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

(立入り検査等)

第 1 3 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員にその事務所、建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(調査に対する協力)

第 1 4 条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第 1 5 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類の全てを備え付け、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、都市産業部長が定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 2 2 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金に適用する。